

「令和5年度 子ども食堂における『やまなしの食』調理体験教室事業」委託仕様書

山梨県が実施する、「令和5年度 子ども食堂における『やまなしの食』調理体験教室事業」の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業の概要

山梨県が、特に次世代に継承すべきものとして支援を行う郷土食等として認定した「やまなしの食」を広く周知するため、子ども食堂における「やまなしの食」調理体験教室を実施する。さらに、子ども食堂の利用者に対し、食事におけるマナー、栄養バランスのとれた食事、地域の特産物や郷土食の特色ある調理法を学習してもらうことで、食文化の伝承や健全な食生活の実践に繋げることを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

3 委託事業の内容

(1) 子ども食堂における『やまなしの食』調理体験教室の開催

ア 内容

- (ア) 子ども食堂の利用者に対する『やまなしの食』調理体験教室を開催すること。
- (イ) 参加者が『やまなしの食』に関心を持てるよう、材料や由来、調理法に関する講義を行うこと。
- (ウ) 完成した料理はその場で参加者に提供し、消費すること。
- (エ) 調理する料理のメニュー数については任意とするが、主食・主菜・副菜が揃った献立など、栄養バランスに配慮したメニューとすること。また、提供する料理のうち1品以上は、山梨県が『やまなしの食』として認定しているメニュー176品目（仕様書別紙参照）のうちから選定すること。
- (オ) 使用する食材は、可能な限り山梨県産食材を用いることとし、産地や生産者の情報についても伝達するよう努めること。
- (カ) 共に食事をすることの楽しさを感じることでできる内容とし、食事の基本的なマナーについても指導すること。

イ 実施回数

20回以上とする。ただし、施設1箇所につき原則1回までの実施とし、同一施設で2回以上実施する場合は、1回目と異なる参加者とするなど、多くの県民が『やまなしの食』を体験できる機会を提供すること。

ウ 対 象

県内に居住する子ども食堂の利用者、スタッフ及び講師とする。

エ 参加人数

会場の上限の範囲内とするが、可能な限り、1施設あたり20名以上の参加者を集め、その半数以上は未成年者とするよう努めること。

オ 実施場所

本事業の実施が可能な県内子ども食堂及び県内施設とする。

カ 食 材

参加人数分の食材を準備すること。

キ 実施体制

(ア) 受託者は、参加者の安全に最大限配慮し責任を負うこと。

(イ) 感染症対策や食中毒予防とともに、包丁や火気を扱うため、主たる実演者の他、補助スタッフによる安全確保体制を整えること。

(ウ) 受託者は、可能な限り保険（レクリエーション保険等）に加入し、事故に備えること。

ク アンケート

受託者は、参加者に対し県が提供するアンケートを実施すること（必要最低回収数は、100名分とする）。

(2) その他

ア 受託者は、提出した事業実施計画書及び本仕様書に従い本事業を実施するものとし、講師やスタッフの手配、連絡調整、会場の確保、料理教室の企画運営、参加者の申込受付、実施に必要な食材や調理器具等の準備、その他実施に必要な調整を行うこと。

イ 参加者から参加費の徴収は行わないこと。

ウ 広く県民に周知し参加者を募集することとし、多くの県民や子ども食堂及びその利用者へ情報発信すること。

4 業務実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないよう万全の注意を払うものとする。

(2) 委託料対象経費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（調理体験の教材）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) 本事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(4) 県が受託者から提出を受ける報告書及び写真の著作権については、県に帰属するものとする。

(5) 本事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県との協議の上、決定する。